

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

2021 年 2 月 18 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 清田 瞭 殿

会 社 名 株式会社シキノハイテック

代 表 者 の 代表取締役社長

役 職 名

氏 名（署名） 清田 衛 広

当社の代表取締役社長である浜田満広は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係法令に基づき、すべての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書作成においては、業務分担と所轄部門を明確にしており、適切な業務体制が整備されていることを確認しております。
3. 毎月開催する定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務執行状況等が適切に報告されるとともに、経営上の重要事項に関する審議及び意思決定が適切に行われております。
4. 監査役会を構成する各監査役は、それぞれの業務分担を図り、取締役会その他の重要な会議への出席、監査役監査の実施及び日常的な情報収集を通じて、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行が適正に行われていることを確認しております。
5. 内部監査担当者は、監査及び報告の独立性を確保したうえで、内部管理体制の適正性と有効性を定期的に監査しており、指摘事項と改善状況について、その内容を代表取締役社長に報告しております。
6. 会計監査人である有限責任あずさ監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上